

弥 彦 村

中学校部活動のガイドライン

平成31年3月

弥彦村教育委員会

はじめに

中学校における部活動は、体力や技術の向上はもとより、マナーやことば遣いなど、学年を超えた人間関係の中で様々な学びが期待されます。また、練習の成果を試合やコンクール等で発揮することにより、達成感や成就感等を経験し、人格形成の上で重要な教育的意義を持つ活動です。さらに、生涯続くことができる友情を築く場であり、生涯にわたってスポーツや文化・芸術等に親しむ姿勢を形成する場でもあります。

しかし、近年の少子化に伴って生徒数や教職員数が減少していることから、専門的な指導力を持った顧問の不足が見られ、部活動に様々な制限や制約が生じている現状があります。また、部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、さらに部活指導に当たる教職員の多忙化や長時間勤務など新たな課題も見受けられます。

そこで、弥彦村ではこのような現状を鑑み、スポーツ庁が平成30年3月19日に示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、新潟県が平成30年5月に策定した「新潟県部活動の在り方に係る方針」等の内容を踏まえ、近年の部活動指導における課題と、部活動の更なる充実・活性化を図ることを目指して、「弥彦村中学校部活動ガイドライン」としてまとめることとしました。

本ガイドラインは、活動日数や時間に制限をかけ、部活動を縮小していこうとするのではなく、生徒の心身のより健全な成長や教職員の働き方改革につながるよう、部活動の在り方を見直すための指針として示したものです。

中学校において、本ガイドラインを踏まえた「中学校部活動運営方針」を策定され、創意工夫された指導に当たり、本村中学校の部活動がより効果的に行われることを期待しています。

平成31年3月1日 策定

目 次

はじめに

I	学校教育活動としての部活動の役割	1
1	部活動の意義	1
2	部活動の位置付け	1
3	部活動の現状と課題	1
(1)	生徒の現状と課題	2
(2)	教職員の現状と課題	2
II	部活動の適正な運営	2
1	「中学校部活動運営方針」の策定	2
2	適切な部活動の実施に向けて	2
(1)	適切な部活動の設置	2
(2)	「部活動年間・月間活動計画」の作成	3
(3)	顧問の役割	3
(4)	事故防止と安全管理	4
(5)	休養日・活動時間の設定	5
(6)	科学的トレーニング方法の導入	6
(7)	保護者・地域との連携	6
(8)	合同チームの取組	6
(9)	体罰の禁止	6
3	部活動への支援	7
(1)	部活動エキスパート事業の活用	7
(2)	部活動指導員の導入	7
(3)	大会派遣経費の補助	8

<参考資料・様式>

- 方針等の策定の流れ
- 中学校部活動運営方針（記載例）
- 部活動年間活動計画（休養日設定確認票）
- 部活動月間指導計画および実績報告（休養日設定確認票）記載例

I 学校教育活動としての部活動の役割

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことができる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにした集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感等の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容に取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 部活動の現状と課題

今日の学校においては、社会・経済等の大きな変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教職員だけでは解決することができない課題が増えてきている。近年、教育内容が増加し、生徒にとっても教職員にとってもゆとりのない学校生活が強いられる現状

にある。とりわけ、少子化が進展し、教職員数も減少する中、生徒・教職員の現状と課題を整理し、取組を改善していく必要がある。

(1) 生徒の現状と課題

適正・適切な休養や休憩を伴わない活動は、生徒の心身に様々な無理や弊害を生み出す。そのため、生徒のバランスのとれた生活や、成長に配慮した部活動の運営の工夫が求められる。

(2) 教職員の現状と課題

部活動における過度な練習時間により、顧問教員の勤務時間が増え、生徒と向き合う時間の確保が難しくなったり、経験のない部活動の顧問を任せられ負担に感じたりする教職員がいるなどの課題がある。そのため、部活動の運営の見直しを行い、根本的な適正化を推進する必要がある。

II 部活動の適正な運営

1 「中学校部活動運営方針」の策定

学校は、部活動が良い活動となるよう、本ガイドラインを参考に、「中学校部活動運営方針」を策定する。学校の実情に応じて、毎年見直しを図ること。

○ 「中学校部活動運営方針」

- ・ 休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について、必ず明記すること。
- ・ 保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表すること。

2 適切な部活動の実施に向けて

部活動において、大会やコンクール等で優勝や上位入賞等の結果を残すことは、生徒の大きな喜びにつながり、一つの目標に向かって努力することの尊さを学ばせる上では、大変教育的効果は高いと言える。一方、部活動が「教育課程との関連を図り、活動していくこと」と明記されていることから、その指導が勝つことを最優先させた勝利至上主義に偏り、部活動本来の意義が見失われることがあってはならない。適切な部活動の実施は、その意義や効果、生徒の心身の負担等を考慮した上で、学習をはじめとした他の教育活動と関連させて計画的に実施しなければならない。

(1) 適切な部活動の設置

- ① 校長は、当該学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部数についての検証を行う。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校内で十分協議した上で、校長が決定する。その際、他校との合同チーム編成の可否についても検討する。

- ③ 新たな部活動の設置を検討する場合は、生徒のニーズを踏まえたものであるかを十分精査するとともに、周辺校の該当部活動設置状況や長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で、校長が決定する。

(2) 「部活動年間・月間活動計画」の作成

顧問は、「部活動年間活動計画」及び「部活動月間活動計画」を作成し、生徒や保護者に提示する。活動計画をあらかじめ周知することで、家庭内における予定が計画しやすくなるなど、子どもと家庭の時間を大切にすることができる。これらの積み重ねが保護者の部活動への理解に繋がり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。

① 「部活動年間活動計画」

顧問は、年間を通じてどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。年度末には活動実績を作成し校長に提出する。

② 「部活動月間活動計画」

顧問は、年度当初に提示した年間活動計画をもとに作成し、校長に提出して承認を受けるとともに生徒・保護者に提示する。月末には活動実績を作成し校長に提出する。

(3) 顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

- ・ 学校教育において部活動の果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図れるよう、部活動の運営を工夫する。

② 部活動年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

- ・ 作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- ・ 生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

- ・ 技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団づくり

- ・ 生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

⑤ 事故防止と安全指導

- ・ 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

⑥ 他の教職員との連携

- ・ 学級担任をはじめとする他の教職員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの運営支援

- ・ 部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、そ

の運営の支援をする。

⑧ 校外活動における生徒引率

- ・ 大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。部活動顧問の自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。
- ・ 宿泊を伴う活動については、生徒の健康・安全に十分配慮した無理のない計画を立て、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に対して説明会を開くなどして、理解を得ること。また、実施に当たっては、第6号様式（第11条関係）「宿泊を要する対外運動競技参加について（届）」を速やかに教育委員会へ提出すること。

⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

- ・ 部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密にし、理解が得られるよう努める。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

- ・ 練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

- ・ 部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

- ・ 部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

（４） 事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

- ・ オーバーワークとならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 熱中症対策

- ・ 活動場所の気象条件には十分留意すること。高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意すること。
- ・ 暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合、運動は原則中止とする。（日本体育協会「熱中症予防のための運動指針」）

③ 活動スペースの確保

- ・ 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底する。

④ 施設・用具等の点検

- ・ 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

⑤ 事故発生の場合

- ・ 万が一事故が発生した場合は、「重大な事故・事件発生時における弥彦村立小中学校及び教育委員会初期対応マニュアル」（弥彦村教育委員会）及び、中学校が作成した「危機管理マニュアル」をもとに、適切な対応を取ること。

(5) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教職員の健康面を考慮し、確実に実施する。

【休養日】

1週間のうち、原則として2日以上を休養日とする。その内訳は、平日は1日以上で週休日等にも1日以上とする。年間では、100日以上を休養日を設定し、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会、定期テスト前等）と兼ねることができる。
- ・ 平日の休養日は学校全体で決定することが望ましいが、活動場所の関係等から、部活動単位で決定することもできる。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急遽その日を休養日に変更することもできる。

② 週休日等の休養日について

- ・ 大会やコンクール等の前週の週休日等の活動については、生徒及び教職員の健康面を十分配慮した上で、実施することもできる。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設定し学校生活に支障が出ないように配慮する。特に、日曜日の練習終了時刻に留意する。

③ 長期休業中の休養日について

- ・ 学期中に準じ、1週間のうち、原則として2日以上を休養日とする。
- ・ 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

【活動時間】

できるだけ短時間に、合理的でかつ能率的・効果的な活動を行う。運動を週16時間以上するとけがのリスクが高まる。（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）

① 平日の活動時間について

- ・ 放課後の練習は、長くても2時間程度とする。
- ・ 朝練習を実施する場合は、校長の承認を得た上で、保護者にその意義や効果等を説明し、十分な理解を得ること。練習開始時間は、7時30分以降とする。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- ・ 長くても3時間程度とする。
- ・ 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教職員の健康面に十分配慮すること。

(6) 科学的トレーニング方法の導入

- ① 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。文化部顧問についても、同様の効果的な取組方法を工夫すること。
- ② 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努めること。

(7) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校のホームページや部活動たより等を有効に活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性を生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明すること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明すること。
- ⑦ 部活動を接続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じた各種団体との連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(8) 合同チームの取組

- ① 自校だけでチームとして対外試合等に参加でない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校との合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず把握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一、事故にあった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など適切な対応をとること。

(9) 体罰等の禁止

- ① 体罰は学校教育法で禁じられている。指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場にいあわせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響

を及ぼす可能性がある。

② 部活動の指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による次の発言や行為は体罰等として許されないものと考えられる。また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるという認識は誤りである。

- ・ ながる、ける等
- ・ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。
- ・ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- ・ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。
- ・ 身体や容姿に係ること、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行うこと。
- ・ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ適度に肉体的、精神的負荷を与えること。

③ 活動の目標によっては、肉体的に大きな負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下で練習させたりすることも想定される。そのような場合でも、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の疲労や精神状態を把握するなど、細心の配慮をしながら指導することが大切である。

3 部活動への支援

(1) 部活動エキスパート事業の活用

この事業は、専門的な技術指導ができる部活動顧問がいないために、部活動の運営や指導に困難をきたしている学校が、地域の指導者を活用することにより、部活動の充実を図り、併せて地域の教育力を生かすことを目的とする。

部活動エキスパートの学校での業務は、学校の方針に基づく部活動計画により、部活動顧問との話し合いの上、生徒に技術指導を行う。また、部活動顧問の指導力の向上を図るものとする。

(2) 部活動指導員の導入

校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」の制度を導入する。

① 部活動指導員の職務

- 技術指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動（大会・練習試合・コンクール等）の引率
- 用具・施設の点検・管理
- 部活動の管理運営（会計管理等）
- 保護者等への連絡

- 年間・月間指導計画の作成（学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るなど必要に応じ教職員等と連携し作成し、校長の承認を得ること。）
- 生徒指導に係る対応（部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合には、速やかに教職員等に連絡し、学校として組織的に対応を行うこと。）
- 事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教職員等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教職員等に連絡すること。）
- 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教職員等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について、情報共有を行うなど連携を十分に図ること。

② 部活動指導員の今後の見通し

部活動指導員は、部活動の指導教職員不足や指導経験がない教職員にかわり、部活動の顧問として技術的な指導を行ったり、大会等への引率をしたりすることができ、生徒、教職員双方にとって大変有効な存在である。しかし、省令の施行から日が浅く、国や県の財源の確保や運用面において、不透明な部分が多いのが現状である。教育委員会としては、今後、国・県・他市町村の動向や取組を鑑み、部活動指導員の人員確保、運用体制の整備等について検討を行っていく。

(3) 大会派遣経費の補助

大会要綱に基づき参加者として登録され、大会に参加する生徒に対し、必要経費の額を、生徒派遣補助金として交付する。

派遣費の補助対象とする大会は、中学校の代表として校長が承認した大会等で、次に掲げるものとする。

- ・ 中学校体育連盟が主催・共催・後援する大会
- ・ 文化クラブが参加する競技大会
- ・ その他、上記に準じる大会で、村長が適当と認めたもの

方針等の策定の流れ

	方 針 等
1. 国のガイドライン	●●● スポーツ庁 ●●●
	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年3月19日)
	
2. 県の方針	●●● 新潟県教育委員会 ●●●
	「新潟県部活動の在り方に係る方針」 (平成30年5月)
	
3. 設置する中学校に係る部活動の方針	●●● 弥彦村 ●●●
	「弥彦村中学校部活動のガイドライン」 (平成31年3月)
	
4. 中学校の部活動に係る活動方針や活動計画	●●● 中学校 ●●●
	「中学校部活動運営方針」 (年度当初)
	●●● 顧問 ●●●
	「部活動年間活動計画」 (年度当初) 「部活動月間活動計画」 (毎月)

〇〇中学校 部活動運営方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善利用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

野球（男）・陸上競技（男女）・バスケットボール（男）・バレーボール（女）・ソフトテニス（男女）・卓球（男女）・吹奏楽・美術など

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中：平日は2時間、週休日等は3時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中：平日・週休日等ともに3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- ② 休養日 平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上とする。
別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 定期テスト5日前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始やお盆期間中の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

- ・ 部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。
 - ① 県中体連主催、共催、後援の大会とする。
 - ② 文化クラブが参加する競技大会
 - ③ その他の大会・コンクールについては、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

部活動活動計画および実績報告(休養日設定確認表)記載例

【作成・公表の手順】

○年間活動計画の作成・公表

- ・年間の休養日を設定し、「計画休養」欄に「○」を入力 →①
- ・学校行事、定期考査日程、大会日程等を「備考」欄を入力 →②
- ・年間の休養日と行事予定が入った活動計画をホームページ等で公表する。

○月間活動計画・実績報告の作成・公表

※毎月末に翌月の休養日、行事予定を確認、かつ当月の実績報告を入力し、年間計画を更新する。

- ・翌月の休養日、行事予定の確認(年間計画からの変更は、「計画休養」欄を修正) →③
- ・当月の休養日の報告、「実績報告休養」欄に「○」を入力 →④
- ・当月の活動時間の報告、「実績報告時間」欄に活動時間を入力 → ⑤

※「年間計画休養日」「年間報告休養日」「月間計画休養日」「年間報告休養日」欄

→自動で数字が入ります。(入力不要)

年間	年間計画休養日	平日	50	日	土日祝日	50	日	年間報告休養日	平日	50	日	土日祝日	50	日	活動時間	時間															
4月	月間計画休養日	平日	4	日	土日祝日	4	日	月間報告休養日	平日	4	日	土日祝日	4	日	活動時間	63	時間														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
計画休養	○			○				○			○				○			○					○							○	
実績報告休養	○			○				○			○				○			○					○							○	
実績報告時間	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	2	0	2	6	3	0	2	2	2	6	6	6	0	
備考						始業式															練習試合						地区大会	地区大会	地区大会	振替休日	
5月	月間計画休養日	平日	11	日	土日祝日	2	日	月間報告休養日	平日	11	日	土日祝日	2	日	活動時間	53	時間														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
計画休養				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○	○
実績報告休養				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○	○
実績報告時間	2	2	3	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	2	2	2	2	6	6	6	0	2	2	0
備考			憲法記念日	みどりの日	こどもの日			考査一週間前							中間考査	中間考査	中間考査	中間考査							県総体	県総体	県総体				